

特別支援学校専門医（医療的ケア）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び平成17年3月3日付け16川教庶第1274号教育長通知別紙「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」に基づき、医療的ケアに係わる特別支援学校専門医（以下「特別支援学校専門医」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 特別支援学校専門医は、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 医療的ケアを必要とする児童・生徒の診療及び健康管理に関すること。
- (2) 指導医・学校看護師への指示に関すること。
- (3) 教職員及び保護者への助言・指導に関すること。

（任用）

第3条 特別支援学校専門医は、その職を必要とする指導課長が選考し又は医師会の推薦により、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

- (1) 前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者。
- (2) 医師免許を有する者。

2 養護学校専門医の任期は、原則として1年以内とする。

（定数）

第4条 特別支援学校専門医の定数は、1名とする。

（身分）

第5条 特別支援学校専門医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

（退職）

第6条 特別支援学校専門医は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

（守秘義務）

第7条 特別支援学校専門医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日)

第8条 特別支援学校専門医の勤務日は、指導課長が定める。

(報酬)

第9条 特別支援学校専門医には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、1回につき18,900円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する要領第13条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(公務災害等の補償)

第10条 特別支援学校専門医の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(定めのない事項)

第11条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

第9条第2項の規定については、平成19年4月1日任用から適用するものとする。

(施行期日)

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。